

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成30年11月30日（金）午後1時30分から午後3時40分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

第3 出席者

東富美子，石川栄司，石倉誠也，今井博文，紙岡智，中村也寸志（委員長），
中山誠一，仲山友章，野田修司，藤川浩司，和歌哲也

（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

藤田敏之，櫻井薫，中村圭吾，栗山和昭，小菅和弘，不野哲夫，板谷和生
（庶務）

澤江裕史，谷口明，武本洋，太田裕一

第4 議事

1 開会

2 委員長挨拶

3 新任委員紹介

4 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回の地裁委員会テーマ「労働審判制度について」に関する議事概要の報告を行った。

5 テーマ「簡易裁判所における手続案内について」

(1) 藤田和歌山簡易裁判所裁判官から「簡易裁判所の手続説明」について説明し，和歌山簡易裁判所見学，模擬手続案内を行った。

(2) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者

又は庶務】

- ◎ 簡易裁判所の手続案内について、まず率直な感想を伺いたい。
- 模擬手続案内を見て、裁判所の中立公平な立場としては、法律相談に叱じられないので、そのとおりに対応せざるを得ないと感じた。私の会社と同じような事例での相談をされた際にも、同じような対応をしたことがある。
- ◎ 裁判所としては、この手続がいいと勧めることはできないので、四つの手続を丁寧に説明している。実際に、説明で時間が長くかかることはあるのか。

■ 時間がかかることはある。

- ◎ 金融機関では、お客様の申し出に対してこれがいいなどと勧めることもあるのか。
- 金融機関では、金融商品やサービスの提供という点で、お客様の希望された商品以外でも、よりニーズにあっていると思う場合には勧めることもある。

簡易裁判所の機能は、特に少額訴訟制度ができたことで、紛争解決手段としてより利用しやすくなっていると思う。模擬手続案内のような紛争の事例でも、簡易裁判所を利用するに当たり、どのようなことがポイントなのかをホームページに掲載してインターネットなどでも広がると、より利用しやすくなるのではないか。

- ◎ 行政機関での行政相談は、やはり裁判所での相談とは異なるのか。
- 裁判所の相談は、相手方があることなので大変だと思うが、行政機関としても公平性の問題はある。裁判所に相談に行くときは、労力をかけて証拠をそろえたけれども最終的に実が出るのかが聞きたいところだと思う。裁判所に行くまでに法テラスなどで相談をしていることもあると思うが、裁判所で法テラスなどへの相談を促すこともあるのか。

- 他機関への紹介として、弁護士会や法テラスを紹介することもある。
- そこで具体的な相談をした上でもう一度裁判所に相談するというのも可能なのか。
- ◎ 可能である。
- 模擬手続案内を見ていて歯がゆい思いもしたが、裁判所の立場を考えるとあれが現実だろうと思う。相談者はどうしたらいいのかを教えてほしいという気持ちで訪れるのだと思う。一度手続を経験した方はある程度自分でできることが分かると思うが、初めての方はハードルが高く感じて、どうしたらいいのかという気持ちになるのだと思う。裁判所の中立公平という立場は分かるが、それを前面に出すときつく感じることもあるので、うまく誘導して理解してもらえるようにする必要があると思う。
- ◎ 裁判所は冷たいなどと実際に言われることもあるのか。
- 言われることもあるが、できることとできないことがあることを説明し、理解してもらおうようにしている。
- ◎ 何か合理的な方法などは考えられないか。もっと早く他機関への問合せを促すことも考えられるか。
- 模擬手続案内の事例は、まだ物分かりのいい相談者で、実際は法律用語を理解できない相談者も多い。調停や裁判の違いも理解できない方も多いが、法律家としては、間違いは言えないので正確に説明しようとすると言葉は堅くなるし、言葉を分かりやすくすると変に伝わっても困るため難しい。裁判所を訪れる方は、インターネットである程度情報を得ていて解決できている人だと思うので、それにアクセスもできないような方や法律用語の理解が困難な方への対応は、弁護士でも難しいところがある。ただ、弁護士であれば、事例にもう少し踏み込んで法的な話ができると思う。裁判所が何とかしてくれるという思いの人への対応は、時間も取られ大変だとは思いますが、温かみをもって接してもらえないと思う。

- ◎ 裁判所としては、調停をしたいということなら書面の書き方などは説明できるが、問題の解決のためにどの手続を取ればいいのかと聞かれても、あらゆる手続とそのメリット・デメリットを説明して本人に決めてもらうしかない。弁護士なら、こういう手続がいいのではないかとアドバイスできると思うが。
- 四つの手続の特徴を比較する一覧を作るとか、フローチャートを作るとか、自分の問題の解決にどれが適するかというのを比較できる一覧性のあるものがあればいいと思う。
- △ 検察庁に被害者相談や告訴の相談に来られた方の話をよく聞いてみると、民事紛争だということがあり、弁護士や法テラスへの相談を案内することがある。裁判所は手続の説明しかできないことが分かっているので、裁判所への相談を促すことはほとんどない。
- ◎ そうすると、逆に、裁判所は手続説明しかできないということを広報することも考えられるか。フローチャートをうまく作れるのかという問題もあるが。
- フローチャートの前段階のものが必要で、この場合はこうなるという類型化したものがあればいいと思う。法律で手続が定められた時に、こういう場合がふさわしいというような法律が想定しているタイプがあるのではないか。
- 弁護士であれば、どこまで踏み込むかにもよるが、証拠を集められるかどうかを確認したり、近所の人を相手に訴訟をするかどうかといった会話をしたりしながら説明していくことになると思う。中身に踏み込む部分があるので、裁判所の立場でこのような相談を受けることは難しいと思う。
- ◎ 金融機関では、お客様への案内において機械などによる自動の案内は利用しているか。
- 金融機関では利用している。窓口ATMなどほとんどの機械が自動であ

るが、取扱いが慣れない方に対し係の者がサポートをすることはある。

金融機関においても、お客様が期待しているとおりに対応できるかどうか、期待どおりに対応できない場合にはご納得いただけるかどうか難しいが、100パーセント希望どおりでなくてもある程度ご満足いただけるお話をさせていただき、お客様に最終判断いただくことが可能である。

しかしながら、裁判所に相談に訪れる方は自分の主張が正しいという思いで来られるが、正しいかどうかは分からないという前提で説明をしなければならぬのでより難しいと思う。

- ◎ 本来、手続説明であれば裁判所に来る前にどこかでされているのがよいが、何か工夫は考えられるか。裁判所で説明できることは手続しかないとするならば、裁判所に来て聞くほどのことではなく、その前に理解してもらっていただければいい。広報や法教育の観点からも意見があれば伺いたい。
- これだけインターネットやITが進んでいる状況では、何か分からなかったら検索してみることになると思う。裁判所のホームページに、手続のことしか説明できず中身の相談はできないということをアナウンスしていれば、理解してもらえるのではないか。直接裁判所の窓口に来る方は、そのような情報を見ず、裁判所に行ったら中身の相談ができて何か教えてくれると思っていることもあり、それと、裁判所が手続の説明しかできないという温度差から、対応が難しくなるのだと思う。
- 電話でも同様の対応をしているのか。
- 電話でも同様の対応をしている。まず何をしたいのかが分からないところから始まることが多いので、時間がかかる。
- 電話で、一度裁判所に来てくださいという対応をすることはあるのか。
- 調停の申立てや訴訟を提起したいということになれば、インターネットが使えない方には、用紙を取りに来てください、その時に詳しい説明をしますと案内することはある。

- ある程度この手続を利用するという事になってから裁判所に来てもらうという流れか。
- 電話ですべての手続を説明するのは難しいので、パンフレットもあるので一度来てくださいと案内することもある。
- 電話ですべての手続の説明はできないので一度来てくださいと言っておきながら、来られた方が求めているものではなく、裁判所としては手続の説明だけとなると温度差ができてしまう。
- 公共放送には、他機関に関するものも含め多種多様な相談が寄せられるが、本当に分からないものは別として、一応調べて連絡先を案内するようにしている。おそらく、どこに相談したらいいかが分からずどうしようもなく相談してくる方がいるのだと思うが、何らかの解決策を示すことが最低限のできることだと考えている。多種多様の相談をどこにすればいいのかが分からない人が多いと思うので、法律に限らず、市民が簡単に相談できる窓口として、行政の窓口を案内することをスタートとしてもいいのではないか。ある程度調べて分かっている人は直接その機関に行くが、分からない人をどのようにして行政の窓口に導くのかを考える必要があるのではないか。まず仕分けをする機関を作って、どういう説明をするかという行政と司法の連携があってもいいのではないかと思う。
- 例えば、法律相談をやっているところがあるといっても、ではいつどこに行けばいいのかということになる。裁判所が他機関を案内するとしても、弁護士会や法テラスなど特定の機関を紹介するわけにもいかないなので、お住まいの地域の市町村の法律相談に電話で申込をしてはどうかと促せば、一つの解決策を示したと言えるのではないか。
- 裁判所としても、話の内容から、法律相談の要素が強いと思われる場合には、市町村の法律相談に行くことを促すこともある。
- ◎ 法律相談のような内容であれば、細かい手続の説明をするよりも、早め

に法律相談窓口を案内した方がよい場合もあるということか。

- 次の窓口で一から同じ説明をすることになっては無駄なので、どういう請求をしたいのかくらいは自分で整理してから相談に行くよう促した方がいいのではないか。
- 申立書の書式を見て理解できる人は説明しなくてもよいが、法律用語の意味が分からない人に説明をしていくと、どういう約束があったのか、どういう証拠を出せばいいのかという中身の話になっていくと思われる。
- ◎ 余り中身に入らずに法律相談を促した方が、かえって満足を高めるかもしれないと考えられるがどうか。
- 我々の会社に相談があった場合も、裁判所に促すのであればどの程度整理できているかという問題になるので、整理ができていなければ法律事務所を紹介するということになると思われる。
- 裁判所が直接アドバイスをすることができなければ、アドバイザーリースタッフなどを置くことはできないか。
- ◎ 置くことについて裁判所が関与しているということになれば、やはり難しいと思われる。
- 裁判所が、市町村の相談窓口職員に対し、手続に関する正しい知識を持ってもらうための説明会を実施しているのはいい取組みだと思う。
- ◎ 本日いただいた意見を参考に改善に努めていきたい。

6 次回委員会の意見交換テーマ

災害時における業務の継続について

7 次回委員会の開催日時

平成31年6月10日（月）午後1時30分（和歌山家庭裁判所委員会と合同開催）

8 閉会